

埼玉県ですでに住宅を購入しましたが、元の住居の修繕費用は出ますか？



住居確保損害における賠償上限額とは何ですか？実際にどこまでの費用が賠償されますか？



原子力損害賠償に関する 無料説明・相談会のご案内



老人ホームか復興住宅に入居を考えています。どこまでの費用を出してもらえますか？



息子たちと世帯を分けてそれぞれが住居を確保したいのですが…大丈夫ですか？

開催日

1月 20日 (土)

会場

埼玉県さいたま市大宮区
ソニックシティ

※ 会場詳細は裏面参照

第1部

全体説明

10:00～12:00

- 「住居確保にかかる費用」の賠償内容を中心に解説し、質疑応答もいたします。

対象：避難指示区域から避難されている皆様

第2部

個別相談

【各組60分】

10:00～16:00

(12:00～13:00 休憩)

- 弁護士が原子力損害賠償全般のご相談に対応いたします。

対象：原発事故で被害を受けたすべての皆様

説明会へのご参加、個別のご相談は、**事前予約**をお願い致します。

予約専用
ダイヤル



0120-330-540

予約受付時間 9:30～17:00
(12/29～1/3を除く年中無休)

【会場】 埼玉県さいたま市大宮区
ソニックシティ
8階 808会議室

住所：さいたま市大宮区桜木町1-7-5

【周辺案内図】



JR・東武野田線
大宮駅西口より
歩行者デッキ
にて直結
徒歩5分

※ 有料専用駐車場は
ございますが、
なるべく公共交通
機関をご利用くだ
さい。

- まだ住居の確保がお済みでない方
- 近いうち住居を確保しようと思っている方
- 既に住居を確保したが、賠償可能残額がある方



是非、
ご相談
ください！